

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名： 独立行政法人労働政策研究・研修機構)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	社団法人日本産業訓練協会 東京都渋谷区渋谷2-17-3渋谷アイビル5F	研修講師派遣委託	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,014,267	随意契約	社団法人日本産業訓練協会は、MTP(管理職研修プログラム)及びTWI(ビジネス執習得プログラム)を中心に、日本の産業教育における原理・原則の教育と、これらの教育指導者の育成を担当し、豊富な実績と優れたプログラムで基本コースに対応している経済産業省・厚生労働省及び日経連が中心となって設立した教育機関である。①管理者及び中間管理者のあり方②事業主及び相談者等に対するコミュニケーションの取り方③研修スタッフの基本及びロールレイングの進め方④窓口相談者等に対する接遇及びその演習など当機構の研修計画に対し、機構が想定する研修の質及び内容に適切に対応できる団体であるため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		
2	社団法人雇用問題研究会 東京都中央区新川1-16-14	職業適性関係の検査用紙等の購入(「若年求職者の個性評価に関する研究」)	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成19年3月15日	2,111,900	随意契約	独占発行・販売元の為(会計規程第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
3	財団法人日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	経理システムの移行作業	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成19年3月1日	3,943,800	随意契約	今回の移行作業は、ソフトウェアの更新に伴う経理システムの全入出力項目の改修作業である。 (財)日本システム開発研究所は経理システムの基本プログラムに関する著作権を有しており、外部にソースコードを公開することが不可能であるため、競争の余地がない。(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(次回業務の必要が生じた契約年度から)		
4	(財)日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	経理システムの保守	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	2,268,000	随意契約	当該システムの基本プログラムは(財)日本システム開発研究所が著作権を有しており、外部にソースコードを公開することが不可能なため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	競争入札若しくは企画競争に移行(準備期間を経たのち22年度契約から)		
5	(財)公務研修協議会 東京都港区新橋4-25-4	研修講師派遣委託	(独)労働政策研究・研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,247,400	随意契約	財団法人公務研修協議会は、国・自治体等の公的な研修機関として相互の連携を図るとともに研修コースの開発、各種研修等の実施機関であり、①管理者及び中間管理者のあり方②事業主及び相談者等に対するコミュニケーションの取り方③研修スタッフの基本及びロールレイングの進め方④窓口相談者等に対する接遇及びその演習など当機構の研修計画に対し、機構が想定する研修の質及び内容に適切に対応できる団体であるため(会計規程第41条第4項)	見直しの余地あり	企画競争を実施(20年度契約から)		

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
6	東京都個人タクシー 協同組合 東京都中 野区弥生町5-6-6	平成18年度タクシーの利 用	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月3日	1,800,000	随意 契約	勤務が深夜までとなった職員に対 する帰宅のための交通手段とし て、東京で約1万1千台の個人タ クシーが加盟する東京都個人タ クシー協同組合は、待ち時間も短 かつ利便性が高いため(会計規程 第41条第4項)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
7	財団法人社会経済生 産性本部 東京都渋谷 区渋谷3-1-1	平成18年度事務系職員に 係る被評価者研修の実施	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月7日	1,561,785	企画競争	企画競争による決定 (会計規程第41条第4項)	その他	19年度以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
8	国立大学法人 東京 大学 東京都文京区 本郷7-3-1	平成18年度第55回東京労 働大学講座総合講座の実 施(会場使用料)	(独)労働政策研究・ 研修機構 契約責任者 松崎 朗 東京都練馬 区上石神井4-8-23	平成18年4月11日	1,033,000	随意 契約	都心の便利な場所で300名以上の 受講生を収容できるうえ、使用料 が安価なため。(会計規程第41条 第4項)	見直しの余地あ り	公募を実施 (20年度契約から)		
合計					15,980,152						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」